

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「(同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第二十条中「及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を削る。

附則第五項中「企業職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員を除く。)」及び同法第二十二條の二第一項各号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年をこえない」とあるのは、「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任用期間の」とする。

(職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)」とあるのは、「報酬(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第四条第三項から第五項までに規定する報酬を除く。）の額」とする。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第四条 職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。以下同じ。）」を加える。

附則第五項中「職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員を除く。）」を加える。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第五条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「期間」の下に「及び勤務時間等条例第十七条第二項の規定に基づき任命権者が定める年次有給休暇の期間」を加え、同条第四号中「第二十一条第一項から第四項まで」の下に「並びに短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第十条第一項、第二項及び第四項」を加える。

（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「占める職員」の下に「及び同法第二十二条の二第一項各号に掲げる職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条第二項」を「第十四条第一項及び第二項」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「正規の勤務時間」を「勤務時間等条例第七条第一項に規定する正

規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について定められた一日当たりの勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあつては、当該時間を超えない範囲内）で、かつ、二時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第十三条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、人事委員会規則で定める職員とする。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第九条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（短時間勤務会計年度任用職員等の勤務時間等及び休暇）

第十七条 短時間勤務会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の勤務時間及び休日に関し必要な事項は、第二条から第十条までの規定にかかわらず、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

2 第十一条から前条までの規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とし、これらの休暇に関し必要な事項は、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

3 前項に規定する休暇のうち、特別休暇（人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める無給休暇に限る。）、介護休暇及び介護時間については、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第九条第三項の規定にかかわらず、報酬を日額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同条例第五条第二項第一号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、報酬を月

額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第二号に規定する勤務一時間当たりの報酬額を、報酬を時間額で支給する短時間勤務会計年度任用職員の場合にはその勤務しない一時間につき同項第三号に規定する勤務一時間当たりの報酬額をそれぞれ減額する。

4 第十一条から前条までの規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の休暇は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改め、同条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十一条 広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号の規定により採用された病院事業職員の給与の基準は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の例による。

第九条中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「占めるもの」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの」を加える。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員についての適用除外)

第十条の三 第三条から第十条までの規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)には適用しない。
(多学年学級担当手当に相当する報酬)

第十条の四 短時間勤務会計年度任用職員には、第六条第一項に規定する多学年学級担当手当の支給を受ける職員の例により、当該多学年学級担当手当に相当する報酬を基本報酬の額(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例」という。))に加えて支給する。
(第四条第一項の規定により決定された基本報酬の額をいう。)に加えて支給する。

2 前項の多学年学級担当手当に相当する報酬は、短時間勤務会計年度任用職員の給与等条例第四条第五項の特殊勤務手当に相当する報酬とみなす。

(警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第十四条 警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十九年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「六月」と、「給料の十分の二」とあるのは「報酬(短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号)第四条第三項から第五項までに規定する報酬を除く。)」の額の十分の一」とする。

第四条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に関する第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」とする。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。